

平成 22 年度第 2 回大規模防火対象物の防火安全対策のあり方に関する

検討部会 議事要旨

1 日時 : 平成 23 年 2 月 21 日 (月) 10 時 00 分から 12 時 00 分

2 場所 : メルパルク東京 4 階 孔雀の間

3 出席者

部 会 員 : 関澤部会長、須川部会員、佐野部会員、次郎丸部会員、野竹部会員、山田部会員、大甕部会員、碓氷部会員、芳賀部会員、佐々木部会員、杉田部会員、下村部会員、岩佐部会員、鈴木部会員、岡田部会員、吉村企画研究部長 (齋藤部会員代理)、大竹副参事 (阿部部会員代理)、城戸査察担当課長 (二宗部会員代理)

消 防 庁 : 濱田予防課長、滝予防課長補佐、三浦設備専門官、竹村国際規格対策官、守谷違反処理対策官、村瀬企画調整係長、塩谷設備係長、千葉予防係長、篠木事務官、鍋島事務官、吉川事務官、西田事務官、大歳事務官、長松事務官、井上事務官

4 配付資料

検討会次第

- 資料 2-1 大規模防火対象物の防火安全対策のあり方に関する検討部会 (第 1 回) 議事要旨
- 資料 2-2 火災予防行政のあり方に関する総合的な検討
- 資料 2-3 大規模・複雑化した防火対象物の防火安全対策に係る主な検討課題及び検討の進め方
- 資料 2-4 大規模・複雑化した防火対象物の実態 (例) について
- 資料 2-5 防災センター等の位置及び防火対象物の規制の適用単位について
- 資料 2-6 今後の検討スケジュール

<参考>

- 参考 2-1 防災センターについて
- 参考 2-2 消防法の防火対象物に対する火災予防規制の適用単位

【席上配付資料】

複合ビル等の防火管理・責任体制の明確化

5 議事**(1) 前回の議事要旨の確認**

資料 2-1 「平成 22 年度大規模防火対象物の防火安全対策のあり方に関する検討部会 (第 1 回) 議事要旨」に基づき、事務局からの説明後、気付いた点については、おおむね 1 週間後を目処に事務局あて連絡することで了承された。

(2) 「今後の予防行政の基本的な方向について」(平成 22 年 12 月 予防行政のあり方に関する検討会報告) について

- ・ 資料 2-2 の 3 ページ目の 1 火災予防の実効性向上で (1) から (5) まで記載があるが、(3) と (4) の間に点線がある意味は何か。

→ この点線で区切っている意味は、(1) から (3) については、法制的な手当をできるだけ早く講じることであり、詳細内容が決まり次第法律又は政省令等で反映させる位置付けである。(4) と (5) については、法律や政省令事項ではなく、運用事項で地方公共団体に施策を促すようなものである。

・ 資料 2-2 の 3 ページ目、1 火災予防の実効性向上 (3) 製品火災に係る原因調査の充実については、揮発性の高い液体等 (例えばアロマオイル) がタオル等に染み込み、それを乾燥させている時に発火した場合は、ここに記載してある製品火災と考えて良いか。

→ 事務局が考えている製品火災とは、電気器具や燃焼器具による火災を指している。タオル等と揮発性の高い液体等 (例えばアロマオイル) が組み合わさった火災は対象としていない。

・ 揮発性の高い液体等 (例えばアロマオイル) が染み込んでいるタオル等を電気製品で乾燥させたことで発生する火災については、電気製品の使い方が悪い場合等考えられるため火災原因の判断は難しいと思うが、それでも対象とはしていないのか。

→ まず、現行法においては、すべての火災について消防機関が火災原因調査を行うことになっている。しかし、過去の製品火災の事例で消防機関が火災原因調査をするため、メーカーや輸入業者にその製品の設計図等の提出を求めた際、消防機関にはそのような権限がないため断られた事例がある。このようなことから、消防機関に製品の設計図等をメーカー等に提出させる権限を付与するための検討をしている。そのようなことを (3) では意味し、物の使われ方等により発生する火災原因調査は現行制度に含まれている。

・ 資料 2-2 の中で、この大規模部会に該当する部分はどこか。

→ 資料 2-2 の 3 枚目、2 火災予防に係る規制体系の再構築、(2) 規制体系の再編に伴う性能評価システムの整備についてが該当する部分である。

・ 資料 2-2 の 3 ページ目、2 火災予防に係る規制体系の再構築は、事務局の説明の中で円滑な移行の見通しを立てた上で法制化するとあったが、具体的な法制化の時期を教えて欲しい。また、この項目の (2) 規制体系の再編に伴う性能評価システムの整備については、建築基準法との整合性が必要があるが、何かそれに関する関係省庁との連携があれば教えて欲しい。

→ 1 点目の質問については、消防法施行令別表第一、消防用設備等の技術基準等の大幅な見直しを含む内容であり、既存の防火対象物において相当な影響があり、場合によっては規制の強化又は緩和といったことも考えられるため、よく詳細を検討した上で法制化に向けて検討する。2 点目の質問については、国土交通省建築指導課と意見交換等を行い、現段階では相互で情報共有をしている。

資料 2-2 の火災予防行政の基本的な方向という報告の経緯は、昨年未までに消防法の改正を視野に入れて、どういったことを考えなければいけないかということを中心に議論し、その中で大規模部会の課題と重なる部分もあったが、火災予防の実効性向上の部分については、詰めた議論を行った。しかし、今通常国会への消防法の提案は、諸般の政治状況等を考えると見送らざるを得ない判断である。そこで、この法律改正案の詳細な部分の検討をするため、火災予防の実効性向上作業チーム及び規制体系の再編作業チームを立ち上げ、将来法律改正の提案をすることができ、国会で可決されたら、すぐに実行に移せるように細部の検討を先行すべできあると考える。その中で、規制体系の再構築については、規制体系全体を書き換えるような大きな作業になり、相当な時間を要するが、1つの目安として規制体系の再編作業チームを発足しているため、年内には一定の目処を立てるようなスケジュールで動いている。

・ 複合ビル等の防火管理・責任体制の明確化については、法律改正をした時のメリット、デメリットを

想定して検証や議論をする必要がある。それに付随して、現行共同防火管理の欠陥を精査、議論していかなければ法律改正をしてうまく運用されないだけでなく、ビルオーナー等の負担が増すばかりである。製品火災に係る原因調査の充実については、製品火災の調査のあり方もよく検討する必要がある。特に、火災原因調査に係る情報を共有し、消防研究センター及び消防機関等が一体となって取り組まなければならない。規制体系の再編に伴う性能評価システムの整備については、建築基準法と消防法の整合性を調整するため、国土交通省建築指導課との連携は欠かせない。また、今後よい建物については積極的に評価していくべきである。

→ 意見は、引き続き大規模部会及び各作業チームの検討時における参考とする。

(3)大規模・複雑化した防火対象物の防火安全対策に係る主な検討課題及び検討の進め方について

- ・ 防火・防災を考える時には、建築基準法との関係は非常に大事であるため、積極的に消防庁から国土交通省建築指導課に連携を働きかけるべきである。防災センターについては、災害時どのような情報を消防機関が必要としているのか聴取すべきである。

- ・ 資料2-3については、法令上の基準化等を行う際に、事細かく規定することよりも大規模・複雑化するような建築物を新しく計画する際には、基本設計段階から何回も会議等で問題点について議論し尽くされるような仕組みが必要である。法令で事細かく規定することになると、法令を満たすことばかり考えることになりそれ以上検討しなくなる。特に大規模・複雑化した建築物は個々の条件は様々であるため、例えば法令に外れているが別のケースの方がより良いといったことも出てくるパターンもある。そこで、法令を順守することよりも、個々の大規模・複雑化した建築物の中で本当にそれで安全なのか、基本設計段階から防火・防災に関する安全について議論することが何よりも重要である。今回、法制化を検討する際に、そのような仕組みを入れ込むようなことも検討すべきである。

→ 現在、国土交通省建築指導課と情報共有を行っている中で、以前あった建築防災計画の法制化の話もあるが、現段階ではなかなか手を付けにくい状況であり、すぐにそのような仕組みを法制化することは難しい。そこで、基準化することが必要なことと、将来的に提言することの両方を来年度検討し結論を出す。

- ・ 大規模部会の議論を聞いていると違和感がある。本来予防行政は一体誰のためにあるのか。現在ビルの所有者等に対し嫌々消防法令を従わせているような気がしてならない。また、所有者とテナントの関係については、現在契約書等で両者の関係が成り立っているが、消防法令の順守についても契約書等に盛り込むことはできないのか。現行は、個々の契約になるため契約書等にそのようなことを盛り込むことは難しい。そこで各業界や協会のモデル契約書に盛り込むこととしてはどうか。そのためには、様々な機会を通じて啓蒙するようなことも一緒に考えていければよい。

→ 1つ目の予防行政が誰のためにあるのかについては、消防機関側からすると最終的には建物利用者のためにあるべきである。そして、建物利用者の安全を守ることが最終的な予防行政の目指すところである。2つ目の消防法令を順守させるために契約書等に盛り込む件については、今後検討する。

- ・ 大規模・複雑化した防火対象物は現在1万棟以上存在しているため、その実態を調査する時にはきめ細かく調査すべきである。特に既に設置している防災センター、非常用エレベーター等の位置については、地元の消防機関が警防計画を作成し有事に備えている。そこで、過去に発生した火災等で消防活動上問題があったかどうか消防機関から聴取すべきである。自衛消防活動関係については、この資料2-3では防災センターの話と消防機関が使用する非常用エレベーターの話が同じ項目に記載してあるが、それぞれ災害時の活動方針が違うため、もう一度明確に整理した後、実態調査する必要がある。消防計

画については、現在、中小規模の建物を対象としているため、大規模・複雑化した建物に対する消防計画のあり方についても見直すべきである。

- ・ 大規模・複雑化した建物の避難については、様々な問題がある。そのため、消防計画を高度化することにより建物の利用者に伝わりにくくなるので、避難については簡潔明瞭に考えることが大事である。資料2-3の5ページ目、(2)のAで途中までの避難、水平避難、エレベーター避難などの記載があるが、これは非常に大事な考え方である。実際この避難方法を導入するのであれば、すべての建物の利用者にわかるような訓練や体制を取り組まなければ無用の長物になる。病院施設等では一時避難待機場所や水平避難についてヒアリングすると運用されていない実態があるため、大規模・複雑化した防火対象物にこのような避難方法を導入する際には、建物利用者に対する周知方法等を検討すべきである。また、実際に消防訓練を全体で行うことが困難である場合は、図上訓練等も積極的に導入すべきである。
- ・ 自衛消防活動における消防隊との連携や円滑な災害対応を行うために必要な訓練及び教育のあり方については、とても重要であるため見直し、実効性を伴うものにすべきである。

(4) 防災センター及び規制の適用単位に係る実態について

- ・ 区分鳴動については、その建物を管轄する消防機関と事前協議を行っているようであるが、今後調査する建物については、区分鳴動の考え方等を調査していただきたい。
- ・ 自衛消防組織は、災害時、建物利用者の避難誘導が主な活動になる可能性があり、その後の消防機関が到着するまでの災害活動や消防機関到着後等の連携について、実際の訓練が行われていない実態があるので実効性を伴う教育・訓練を検討すべきである。
- ・ 資料2-5のEビルは、ホテルが上階にあり防災センターが地上にある建物である。今後調査する時は、宿泊施設と防災センターの関係についても調査すべきである。
- ・ 資料2-5の各ビルは既に存在しているため、関係者等が事前に対策を施し運用している。そのため、今後調査する時は、どのような問題意識をもって調査するかによってその結果が変わってくる。そこで、課題ばかりについて調査するのではなく、それぞれの大規模・複雑化した防火対象物等でうまくいっている事例等を集め整理することも必要であり、その事例集をこれから建設予定の大規模・複雑化した防火対象物に活かすこともできるはずである。
- ・ 資料2-5の各ビルは完成してある程度の時間が経っているため、その実績や問題点等が明確になっているはずであるから、今後の参考にするべきである。
- ・ 大規模・複雑化した防火対象物には、防災センターが設置されているが災害時に情報を共有できるようなシステムは少ないため、災害表示板のようなものを設置すべきである。例えば、出火階の火災警報器のレイアウトとその周辺の避難状況等がわかるようなシステムが必要である。そのようなことを考えると、現在の防災センターのスペースは狭いと考えられる。災害時には、防災センターに防災センター要員、自衛消防組織、消防機関等の人が集まってくることを考えるとそれなりの広さが必要である。現在、警備業界の実態は、大規模・複雑化した防火対象物にはそれなりの数の警備員を配置しているが、防災センターの責任者のポストは削られ、防災監視盤の責任者と併任になっている。そのため、災害時に機能しない可能性があるため防災センターの統括機能を強化すべきである。

(5)今後の検討スケジュールについて

- ・ この大規模部会と火災予防の実効性向上作業チーム及び規制体系の再編作業チームとの検討結果はどのようにやりとりするのか。
- 火災予防の実効性向上作業チームの検討内容とリンクする課題については、6、7月頃に一定の結論を得たいと考えているため、その時点で大規模部会に報告する。また、規制体系の再編作業チームの検討内容とリンクする課題については、時間がかかるため、ある程度検討結果がまとまった段階で情報提供する。

以上